

令和4年度経営管理事業（県営林材安定供給モデル事業） 企画提案募集要領

この要領は、標記事業を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により協定締結者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業の内容等

(1) 事業名

令和4年度経営管理事業（県営林材安定供給モデル事業）

(2) 目的

林業事業体等に県営林の管理を長期的に委託し、県営林を活用した集約化及び効率化を行うことにより、県営林材の増産と担い手の育成を図り、県営林の充実した資源を活用した安定的な木材供給の実現を目指す。

(3) 内容

指定する県営林事業所について、県営林の管理に関する企画提案を募集、審査を行い、選定した林業事業体等と県営林の長期管理に係る協定を締結する。

(4) 協定の内容

- ① 市町村森林整備計画に沿った森林経営計画の作成
- ② 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業の実施
- ③ 作業路網その他の施設の整備
- ④ 森林保護に係る森林の現況把握の随時実施、県以外の者が所有する森林との境界の巡視及びその報告
- ⑤ 森林整備に係る補助金の交付申請、受領及び精算

(5) 提案事項

対象とする県営林等における森林作業道開設を含めた森林整備計画。

(6) 期間

協定締結期間は概ね5カ年間とする。

また、別途、森林整備課と協定締結者との間で調整を行う。

(7) 対象とする県営林及び想定する施業種

地区	所在地	県営林事業所		林況			想定施業種			図面
		事業所	林班	面積 (ha)	樹種	林齢	主伐	搬出 間伐	作業道	
関屋	西条市丹原町 関屋	関屋	7	45.88	スギ ヒノキ ザツ	52～68 53～82 53～79	○	○	○	1

2 企画提案の応募資格及び条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 認定林業事業体又は意欲と能力のある林業経営者であること。
- (2) 愛媛県知事の審査を受け、令和2・3・4年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者（協定締結までに登録を受ける見込みの者を含む）又は令和3・4年度森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録されている者（協定締結までに登録を受ける見込みの者を含む）であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条第4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに(1)～(7)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

3 企画提案書の作成

以下の項目について、企画提案を様式第1号に沿って作成すること。企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とする。

(1) 事業主体に関する事項

① 主たる業務地域

主たる業務地域（市町名）を記載すること。

② 雇用の現況及び計画

③ 技術者技能者の数

④ 林業機械の保有状況

⑤ 事業量等

⑥ その他

地域貢献、人材育成に関する取り組みや受託森林管理の方針、災害ボランティアの参加実績等独自の取り組みについて記載すること。

※ ②～⑤については、5年後の目標についても記載すること。

(2) 事業計画

① 集約化の概要

集約化（森林経営計画対象地）に自己所有林、他の受託森林（見込を含む。）等県営林以外を含める場合は、それも記載すること。

② 年度別事業計画

県営林において実施するものを記載すること。

施業内容については、1(6)「対象とする県営林及び想定する施業種」を踏

まえて計画すること。

なお、主伐の対象は針葉樹人工林とし、造林補助事業等（更新伐等）の交付条件を満たすものとする。

- ③ 作業システム
- ④ 低コスト化への取り組み
- ⑤ 森林保護に係る実施事項

(3) 実施計画図

1/5000 の森林計画図等をベースにすることを原則とするが、A3 横型に実施区域全体が入らない場合は任意の縮尺とすること。

(4) 安全管理

- ① 安全管理の体制
- ② 緊急時の連絡体制

4 スケジュール（予定）

本募集に係るスケジュールは次のとおり。

(1) 書類提出期限

内容	日付	対応様式
企画提案募集開始	令和5年2月6日（月）	
事業説明会申込期限	令和5年2月10日（金）	様式1、2
参加表明書及び質問書提出期限	令和5年2月20日（月）	様式3-1、2 様式4-1、2 様式5
企画提案書提出期限	令和5年2月27日（月）	様式第1号
協定締結予定者選定（予定）	令和5年3月上旬	
協定内容協議（予定）	令和5年3月中旬	
協定締結（予定）	令和5年3月下旬	様式第2号
県営林材生産契約締結（予定）	令和5年4月中旬	

(2) 事業説明会

地区名	事業説明会	現地説明会
関屋	日 時：令和5年2月15日(水) 10:30～11:00 会 場：西条第2庁舎 所在地：西条市丹原町池田 1611	日 時：令和5年2月15日(水) 13:00～15:00 集合場所：西条第2庁舎 所 在 地：西条市丹原町池田 1611

(3) その他

- ① 上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。
- ② 各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで）

5 提出書類

(1) 事業説明会参加申込書の提出

- ① 提出期限 令和5年2月10日（金）午後5時まで
- ② 提出書類
 - ・ 事業説明会参加申込書（様式1）
 - ・ 県営林現況資料提供申請書（様式2）※ 必要な場合のみ提出のこと。
- ③ 提出方法等
 - ・ 様式を用いて電子メールにより提出すること。
 - ・ 電子メールの件名は「事業説明会参加申込（〇〇地区）」とすること。
 - ・ 県営林現況資料で提供可能なものは様式2【参考】のとおり。

(2) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和5年2月20日（月）午後5時まで
- ② 様式
 - ・ 参加表明書（様式3-1） 正本1部 ※共同事業体は様式3-2を添付すること。
 - ・ 誓約書（様式4-1） 正本1部 ※共同事業体は様式4-2を添付すること。
- ③ 提出方法等
 - ・ 持参又は郵送により提出すること。
 - ・ 参加を取り下げの場合は、令和5年2月27日（月）までに参加辞退届（様式任意）を1部提出すること。

(3) 質問書の提出

- ① 提出期限 令和5年2月20日（月）午後5時まで
- ② 提出書類
 - ・ 質問書（様式5）
- ③ 提出方法等
 - ・ 様式を用いて電子メールにより提出すること。
 - ・ 電子メールの件名は「企画提案質問（〇〇地区）」とすること。
 - ・ 電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
 - ・ 質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和5年2月27日(月)午後5時まで
- ② 提出書類
 - ・ 企画提案書(様式第1号) 8部(正本1部、副本7部)
 - ・ 直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はそれに類するもの 8部
- ③ 提出方法等
 - ・ 持参又は郵送(簡易書留)により提出すること。
 - ・ 決算書類については、親会社がある場合は、親会社にかかる書類も併せて提出すること。

なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、親会社の個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを(可能な場合はどちらも)提出すること。

(4) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
愛媛県農林水産部森林局森林整備課公益林整備グループ(県営林担当)
(メールアドレス: shinrin@pref.ehime.lg.jp)

(5) 公正な企画提案審査の確保

- ① 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ③ 参加者は、協定締結予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ④ 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 留意事項

- ① 応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ③ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県からの書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ④ 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) その他

- ① 参加表明書を提出した場合であっても、提出期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとす。

- ② 参加者は企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものと
する。
- ③ 提出された企画提案書等は、愛媛県情報公開条例（平成10年6月25日条例第
27号）に基づく情報公開請求の対象となる。

6 協定締結予定者の選定

(1) 選定方法等

- ① 別添「経営管理事業（県営林材安定供給モデル事業）公募型プロポーザル審査
基準」に基づき審査を行い、協定締結予定者を選定する。
- ② 審査は、別途設置する選定委員会において行い、書面による審査とする。
- ③ 参加者が1者だった場合には、総合的に評価して協定締結予定者としての適
否を判断する。
- ④ 審査結果によっては、いずれの参加者も協定締結予定者を選定しないことが
ある。

(2) 審査方法

- ① 選定委員会は、企画提案書を採点し、審査順位が第一位の者を協定締結予定者
とする。
- ② 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上で
ある場合に協定締結予定者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がい
ない場合には、再度公募を実施する。

(3) 審査結果等

審査対象となった提案の応募者に対し、書面で通知する。
なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

7 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・ 民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、
第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ 同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・ その他不当な行為があった場合

8 協定

(1) 協定締結の協議

上記6により選定された協定締結予定者と県は協定締結の協議を行う。

(2) 協議内容

提出された企画提案書を参考に協議を行う。必要に応じ、県営林の分収造林契約者も含めて行うものとする。協議では、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。また協議後の企画提案書は、契約時の仕様書の一部として取り扱う場合がある。

なお、協定締結予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、協定を締結する場合がある。

(3) 協定の締結

協議が整った場合に、協定を締結する。

(4) 協定（案）

別添協定書（様式第2号）を標準とする。

9 県営林材生産契約

協定締結者と協定に基づく県営林材生産に係る契約（単年度の1m³あたり単価契約）を締結する。

10 問い合わせ先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課

公益林整備グループ（県営林担当） 岡、中山

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

TEL：089-912-2602 FAX：089-912-2594

E-mail：shinrin@pref.ehime.lg.jp